



川上省名子のちり

至るよ

養子

武藏之新宿

川上

通俗排悶録卷之七下

明断之部

目錄

楊退菴

于總制

于中丞

李大守

魯大守

費公

大原獄



非因録

合七種

通俗排悶録卷之七下

明斷之部

楊退菴

六樹園翁 譯

全亭正直 校

西昌地名の楊退菴名を卓と云人洪武年の初廣東地名の行省
 の損外郎と成り居る時周泰政と云者有しが頗詩劍の生績
 多く人を憐む事あり。或日士卒二十人分付山へ遣り木を伐ら
 士卒共生命を承る。多ひく山中の分を散り木を伐る。兩人の
 卒山下ゆく。邂逅婦人の獨行を遇し。酒醉婦人を拘へ強て道の
 傍の林中の申入る。白晝の犯さん事と。婦人大に驚き怒り罵る。
 従はざるをけし。遂に殺し。尸骸を其儘捨置り。逃去する婦人の

家ゆきも婦人歸らざるを人を遺跡跡々るふ林中ゆき婦人の
 尸を見出し一處に必木を伐り士卒共の所為あらんと思ひけり
 即行省と許へ出り周参政請刺る人あれを速に二十人を捕へ
 さまぐり強く責拷問しけり。士卒共痛苦の堪むと皆引服を
 依り退菴の屬と案を署せしむ退菴曰一人の婦人を殺す何ぞ
 二十人の命を断べらんやと云。周参政の復讐を請ければ周参政
 然とて曰退菴今人を殺す賊を縱さんとするやと云と士卒を
 退菴の付し。復讐を成さしめけり。退菴を誅下し列へ逐一鞠
 訊く其顔色を以て其言詞を聞急に細卒を指し婦人を殺す者
 汝等兩人也速に誅し服せしと罵りけり。西卒大に恐懼しと。

吐實しと罪の伏しぬ兩人の切筋を知りてめく驗むる人殺す
 徴し見はしむ十八人の者を放ち歸らしむ周参政退菴の向
 と曰何を以て審み此を料を知りて王を退菴答と曰二十人の
 者の公豈盡く同トからんや必善惡の異有る。且二十人皆在志
 何ぞ婦人を犯せる哉せんや犯す事せら猶ある。況や殺せる
 を得可んやと云けり。周参政其明断を歎服しけり。

于總制

永寧年于成龍と云人黃州の洞知たる時州内大盜あり
 野中の古廟の中を隠れ家とせ成龍敝衣を着て其所に到り
 共伍五人らん夏を願ふ乃姓名を變り七楊二と云居る事十日

餘盡く其行劫の状を會得しと歸也。密に捕殺め命しと捕
 せむ盜怪と問て曰誰我を捕へしむ者ぞ答く曰于二府我
 命とく汝を捕へしむと率行ける盜府は八と進見せる
 及之仰て見しを于二府と云と即頃驪人入一楊二也盜大
 驚と一言ゆえ及不む首を俯して罪伏しなる成龍堂を下
 自酒を酌く遍く飲しめく曰廟中一日の雅を念と聊一樽の
 酒を用ひて訣別をせよ。特め汝等を刑戮め免としめん
 欲と居ると人をも棺と昇たる。皆信あから棺入
 土中め埋まると成龍後西江の地總制め成王ひる西江強
 暴の惡黨共逃竄く跡あつた。一時神と稱せる者あり。

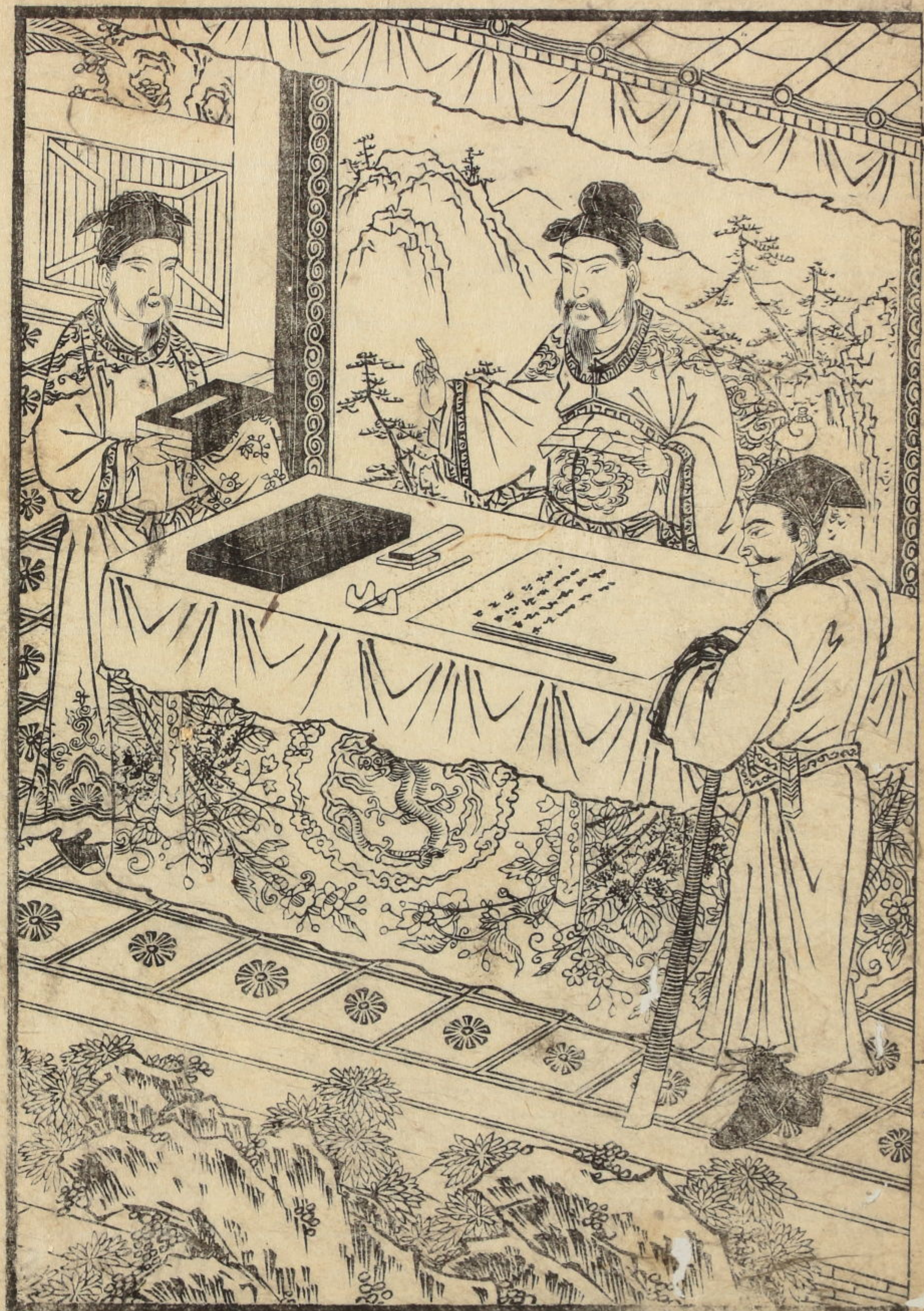
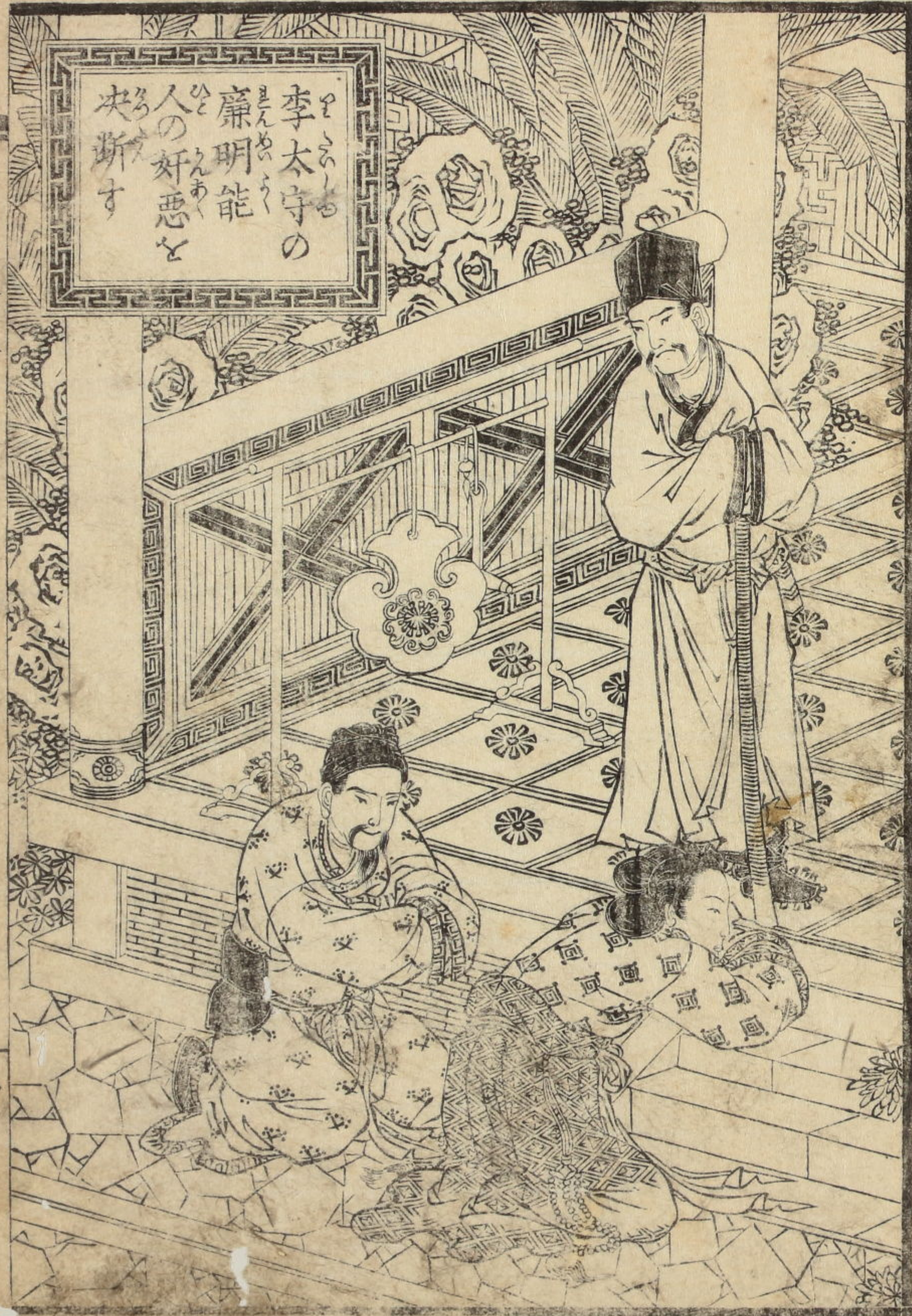
于中亟

于成龍。宰する時隣邑を行く。早旦外を經過する。西人
 中林の上の病女を載せ。大彼を覆ひ枕上髪を露し。髪ゆ
 鳳釵二股を簪し。るるがえと。ととまら眠る居るを昇行者
 又徒男三四人。面傷め付そひく。更番被を擁して身庭を壓へ
 行行と。那の入を恐るが如し。少頃と路の傷へ。肩を
 息め。又代り合と荷ひり。を于公熟視と行過し。鞭と遣
 向しめけ。曰妹子の大病ゆく死ぬ垂き故手の家を送り歸
 答ふ于公又謙を遣と候視せ。其人所何村といふのを見せしむ。
 謙是め尾と見え隠と不隨行けし。或村め。弟合と。西

持世金卷之七下

人の男子出迎て内へ早入る。彼隸を召て速に奔り歸せ。
 此趣を白けり成龍を仲と其絶障を問うる。足下の隸下
 盗み逢たる者あり事無や否や。答く是あり云其法上
 功令嚴した故。上下共盗み遇て云其法を諱む。是放し若干の物を
 劫せし。或は盗み殺して盗者有と共相互に隠し忍びて敢て出首
 事嘗てあり。于公館舎に就て家人に囑て密に細く訪む
 に果して富室の強盗亂入し主人炮烙し死せ亦有。然も共其
 子隠忍びて出首す。于公此言を審み彼知りて其子を喚びて
 詰せども子固く承せし。于公曰我既其巨盗を捕て獄に下せる。外
 の子細ありとの至ひけし。其子忽頓首して哀乞位を恨を雪ぐ由と

願ふ。夫より于公直に彼むらの絶障を見え。あつぐのるを云く
 健彼を着し。密に彼館舎にけし。忽八人を捕て歸り來れ
 ず。于公一擧しけし。盡く罪に伏し。于公問て曰彼病婦を何者ぞ。
 盗み共供する。我等此夜同く勾欄に在り。妓女と謀り合せ。初に金を
 林上に置て。女を抱せ。臥し。病婦のやうを演か。高頓處に坐り
 金を瓜分して為あり。あつと云る。いづれも皆于公の神明に服せし。
 或人于公の此事を能く知る。所以を問けし。于公曰此甚知り易なる
 あり。但人々後關ひ。故に知らざる。豈少婦床に在り。人の手を
 衾底に入し。知らず。容る。女わんや。且肩を易く荷ひ行其勢ひ
 甚重し。病婦一人の状。非ぞ。互に手を交て。左右なる。風の捲く。



の獲へて行くも必見其内は物なきに若少婦大病す昏潰し夫
の家へ歸る者あり必婦人の門へ倚り迎へ入るべし止男子耳を驚
るもあらず一言の問尋もせざる理ありや是を以て考まらば盜たる
事確し
李太守

松江の李太守名某と云人性廉明ゆる人の奸を發せ事神の
如くあり或時婦人の其夫を討る者あり曰妾が夫海賊と通して亂を
作んと欲せし供む李太守婦人の向て曰汝夫と結髪したる婦なりや
婦人答て曰夫と結髪したるの夫婦と雖然とも反を謀るる其罪大
あり災害の妻撃及んるを恐る故に自来り出首るると云けし李
太守

大守曰かく拘て究むを盡しそと判状を封して吏に附しけし婦人
是を以て拜謝しそ出る少間あり李太守吏又謂て曰訴状を取
上たはとも且牌を行度勿と三日の内は若人來て此事を探り問ふ者
わが速め拘て我前へ拿來ると命て果して兩目を踏み人來
て問者あり曰前日婦人の夫を出首る事其時已に面のわを准
玉へり何ぞ速め拘へ玉へざる吏給て曰牌既に簽を送りて未だ歸ら
ぬ少く待べ即當拘へ来るると云けし其人果して留る吏内へ
入り太守の斯と自ら云即命して拿來せしめ前日吏の付て所の
封状を持來らしめ其人の與て自封を崩せしめ其人封を發せし
是を見る状中判して曰婦人の夫を出首るる世の中の新し

無死所之此夏を如何んと来と探問者。是奸夫こと有けり。其人
忽面色土の如く成る。是の於て李太守嚴しく訊く。王へ果し
婦人と奸通して。其夫を誣陥んと謀りて。遂に其婦と共に罪を行
はる。

魯太守

成都各地の守。蘄水各地の魯永清と云人訟を決す。夏水の流るが如
く。まうくと判断し。而も誣究の者無く廉明ある。是故よ
門外の敷椽の屋を架て。皆銅竈を構へ訟者至ると皆爰に寓居す。
然と共裁断速く。一たび見ると即決する。故一人も兩次の飯を炊く
者無く。唯一面炊くのみ。其遠方より来る者。荷檐を解る中か

案結る故。其ある魯不解。擔と云く揺ひる。或時姦を
者あり。一方を和姦ありと云。一方を強姦ありと云。臬長自決す。
と能く。因り魯太守の送る決を乞ふ。臬自決する。能はるの
非也。且魯太守の決法を試んと欲してあり。魯太守即謀の力有
者の命と。婦人の衣を表衣より一ツ宛脱去し。次第に脱る。獨
裏衣に至ると婦人死す。臬はみみと脱す。諫如何とせん。方か。太
守笑く曰。苟の貞節を守らんと欲する。裏衣をも脱しめ。况や犯す
をんや。即ち死を取らば。和姦とせむ。

費公

淄川各地の西崖莊の賈者あり。夜途中ゆく何者か。殺す。又

一夜を隔て賈者の妻も亦自經して死するも賈人の名は官
 の鳴入時、浙江各地の賈公名を禱社と云人留め、
 驗しぬる。布袂に銀五錢目餘を裹るを腰に着て在り、
 保を拘る。一過審質なきとも。明亮なる故皆釋して散り
 歸らむ。其後、但私に命じて地を約す。彼地方の事を細察せしむ十日
 の一次で、朔白するのころ、半年を踰り其意漸々解れ、
 其甚費公の仁柔を怨む。屢堂に噪る。費公怒り曰、汝既、
 の名と指し出首る事能はむ。却て我を、良民に桎梏を加へ
 んと欲するやと呵て逐せしむ。賈が弟今を伸訴する所も
 無く憤を飲り、兄嫂を葬りしむ。一日、連賊の者数人を逮て、至り

ける。其中一人周成と云者、責らるるを懼まき、
 足下と上言して。腰中より銀を袂裏のまゝて、
 又問く曰、西崖を去る事幾里ぞ。答く曰、五六里も有ん。費公又曰、
 途中より夜人知る事、殺さるる賈者某も、
 て曰、其人曾と知るべ公、勃然と立ち大に怒り、
 識らざると云や。周成力辨をまごも、
 其罪を伏し、吐寔しむ。
 とせしむ。叙飾無きを、
 けしむ。夫肯せざる故、
 假して歸り、
 姻家を行き

途中も甚珍重し。帰途の如く卸し袂の裏に（中）入て歸す。家内探す所已に無し。衣を振ると足共無し。驚き甚ども先夫の告む。然れども鄰へ償ひ返す力も無し。如何せん。と甚悩む。死せんと覚悟を極め。是日周成適途中に乞乞を拾ひ是賈者の妻王氏を遺したるを知る。乞乞を質とりて不義を志しんと欲す。竊に賈者の他適を窺ひ夜半に垣を踰り入る。時、薄暑の頃あり。王氏庭中臥居たり。周成乞乞を以て大に喜び。潛り就て淫む。王氏始る覺す。既覺て大に驚き大に號んとしけり。周成急を乞乞を止め。拾ひ一釵を懐中より取りて袂を取袖に入る。釵を王氏が手に納む。王氏乞乞を受て哀已む。王氏囑して曰。此後必来り

玉ある勿と吾家の男子もはせ死ん人あり。若此乞乞を覺知せば。必俱死す。と云ふ。周成大に怒り乞乞を鬻り勾欄敷宿の資あり。其を狹來て乞乞を贈る。何ぞ一度乞乞を償ふんやと云ふ。王氏乞乞を慰む。曰。妾を相交事を願ふる非ず。然れども速に乞乞を欲せ。事成らば。我夫善病め。乞乞を必久く乞乞し死せん。從容として其死を待す。と云ふ。周成乃回す。乞乞を乞乞する。王氏が夫死して後と云ふを乞乞する。乞乞能はざらん。賈者を途中に殺し。次の夜又王氏が處に乞乞し。夫已に人殺す。乞乞する。願ふる約する所の夫婦と成人。王氏乞乞言を乞乞す。大に哭し。悲し甚む。咽び入けり。周成が中懼り逃去る。天明乞乞乞乞。王氏も亦自經して死ぬ。賈公次第を察し得る。

周成が罪を正しく刑め行はさる。衆人共費公の神又服へけり。或問く曰。何を以て其所以と察知王か。費公曰。是處に隨事物に金を留るる在るるを初妻が尸を懸せし時。銀累の祇に萬字を刺し有を認り。周成が祇ぬと又萬字を刺しわむ。是金一手に知る者一たび詰る及て周成が言語錯乱し。面色忽ち赤如くに變じしる。是を以て其實情を確知しと云はれ。聞人皆歎稱せざるも無りたり。

又同所より胡成と云者あり。同埋の馮安と云者と父祖の時より代々互に卻りて睦かたむ。或日西人對飲し薄醉り成り。胡成大言し曰。必貪を憂ひ平を憂ふ勿と。百金の産を成し難き良非ありと。

云々。此胡成が家豊ありける者故に馮安を信じて居たり。けし。胡成色を正しくし曰。左思の玉の實に相告るる。昨夜途中ゆく大商の厚装を載來るる行遇し。故我を顛越し南山の管井の中へ擲りて云々。馮安尚笑し信とせむ。此時胡成が妹夫の鄭倫と云者あり。田産の賣主有るの因り。胡成の託し數百金を寄す。説合を為しむる時ありけし。胡成盡く其金をかして馮安の口をせしむ。馮安遂に信しし心中大に駭き。家の歸りて陰に其状を邑令に報る。費公即時に胡成を拘へ馮安と對勘せしむ。胡成其定を白しけし。鄭倫并の産主を喚し向ふに証し無り。共猶も管井の中を驗せんとし。乃皆共の管井に至り。一役も命と

布ぬ縋らせ。井の中へ下りくま。果しく一人の首無死尸を牽出
 多。胡成を召をくく大の怒罵死。辨むを詞あり。但冤苦ある哉と云の
 あり。費公怒り確たる証拠あり。汝控屈と呼やと云。死囚具を以て
 禁制せしめ。尸を堅く戒め。井の中より望まらぬ勿らめ。只諸
 村の曉介して尸の王の公状を投ずべしと云へし。一日を逾く婦人
 状を抱き去りて自云。妾も亡者の妻あり。妾が夫何用。數百両の金を搦
 と商め出く。途中ゆく胡成と云者不殺死する。願くも相公衆と平
 王へと云ひま。費公曰井中ぬ尸有りと云ふも必汝が夫と指し定め
 難しと云王共婦人驚く吾夫と云る故左わがごとく。乃尸を井
 の中より出せしむ。果しく妾も死す。婦人の夫あり

け。婦人敢て夫の尸に近着ず。二三歩却行きて立ち歸り
 多。費公曰真犯を己の捕はるる。但骸體未全からざる。刑は行ひ
 難し。汝先暫く歸り死者の首を得るを待て。死者の首を得て即
 時の上司へ言上し。其時、抵償せしめん。遂に獄中より胡成を
 と喚び、詞を曰明日頭を將至むんを。當め嚴械し、股を折る
 と云く。翌日役の仰く押護して頭を尋む。終日のく空く歸り
 け。費公詰す。一言の答もせず。但啼泣するは。故乃梏具
 を以て胡成の前を置き。刑せんとする勢を視せし。即又刑せしめて
 曰予想ふ。汝當夜尸を扛き井の中ぬ投ず。時忙迫く何處より
 墮落せる。知るべからん。奈何細く尋ね。胡成哀く祈く。



日るごんあく
王五が奸悪
みひこ
遂に費公れ
あえあ
明断み發る



不見る事(こと)を容(ゆる)一(ひと)玉(たま)と云(い)る。費(ひ)公(こう)婦(ふ)人(にん)の問(と)曰(い)ひ。女(むすめ)子(こ)女(むすめ)幾(いく)何(なに)人(ひと)なり
 や。婦(ふ)人(にん)答(こた)へ曰(い)ふ。無(な)し。又(また)問(と)曰(い)ふ。女(むすめ)が夫(つま)何(なに)の戚(せき)屬(じやく)なり。答(こた)へ曰(い)ふ。但(ただ)堂(どう)叔(しやく)
 一人(ひとり)有(あ)る。公(こう)慨(がい)然(ぜん)とて曰(い)ふ。少(せう)年(ねん)めとて夫(つま)を喪(な)ひ。伶(れい)行(ぎやう)とて侍(しやく)
 所(ところ)に。彌(よ)辣(ら)何(なに)を以(も)つて生(なま)を為(な)さんと云(い)ふ。婦(ふ)人(にん)願(ねん)くも相(あ)公(こう)憐(れん)憫(きん)
 玉(たま)と云(い)ふ。哭(な)く。公(こう)又(また)曰(い)ふ。人(ひと)を殺(ころ)せる罪(つみ)人(にん)を已(や)め定(さだ)まるとも未(いま)全(ぜん)尸(し)
 を得(え)ざる故(ゆゑ)此(こ)案(あん)未(いま)消(しょう)す。但(ただ)首(くび)を乃(な)く骸(がい)體(たい)全(ぜん)く具(ぐ)らむ。此(こ)案(あん)即(すなは)ち
 消(しょう)ん。案(あん)消(しょう)之後(のち)後(のち)は汝(なんぢ)速(すみ)に再(また)醜(しゆう)ま。汝(なんぢ)少(せう)婦(ふ)人(にん)も復(また)公(こう)門(もん)出(で)せ
 入(い)るる勿(な)しと云(い)ふ。婦(ふ)人(にん)感(かん)泣(な)く。頭(かぶ)を叩(たた)き歸(かへ)り。公(こう)
 即(すなは)ち票(ひょう)を所(ところ)々の懸(か)く。村(むら)民(たみ)の示(し)し知らしめ。其(その)首(くび)を不(た)見(けん)得(とく)ぬ。持(も)持(も)持(も)
 登(のぼ)りとす。一(ひと)宿(しゆく)を經(へ)り。同(どう)村(むら)の王(おう)五(ご)と云(い)ふ者(もの)。其(その)首(くび)を獲(と)り。持(も)持(も)持(も)と

報(ほう)稱(しょう)けし。費(ひ)公(こう)速(すみ)の問(と)驗(けん)王(おう)五(ご)の某(ある)甲(か)首(くび)有(あ)る。已(や)め明(あ)る。其(その)賞(しょう)
 一(ひと)千(せん)錢(せん)を賜(たま)ひ。甲(か)が叔(しやく)を喚(よ)び。曰(い)ふ。大(だい)案(あん)已(や)め成(な)る。然(しか)し共(とも)人(ひと)命(いのち)の
 重(おも)大(だい)なり。積(つ)歳(さい)非(ひ)ま。結(むす)を成(な)す。汝(なんぢ)能(よ)む。汝(なんぢ)姪(めい)既(すで)に子(こ)あり。少(せう)
 婦(ふ)人(にん)も存(ぞん)活(かつ)を成(な)し。得(え)難(がた)うらん。早(はや)く人(ひと)に適(あ)はれ。と云(い)ふ。公(こう)の
 けし。甲(か)叔(しやく)領(りやう)承(しょう)し。婦(ふ)人(にん)此(こ)をゆ。次(つぎ)日(ひ)復(また)来(き)る。公(こう)の
 謝(しゃ)し。費(ひ)公(こう)極(ごく)意(い)を慰(なぐさ)め。諭(ごん)し。又(また)婦(ふ)人(にん)と誓(ちか)せんと欲(ほ)す。者(もの)わらむ。
 當(たう)堂(どう)へ。白(はく)出(で)し。と諭(ごん)せし。其(その)令(れい)下(くだ)ると。即(すなは)ち時(とき)の婚(こん)状(じやう)を投(な)げ
 する者(もの)あり。誰(たれ)か。と。費(ひ)公(こう)を驗(けん)す。即(すなは)ち前(まへ)日(ひ)頭(かぶ)と持(も)持(も)持(も)王(おう)
 五(ご)の費(ひ)公(こう)即(すなは)ち婦(ふ)人(にん)を喚(よ)び。曰(い)ふ。女(むすめ)が夫(つま)を殺(ころ)す。其(その)真(ま)犯(はん)今(いま)已(や)め明(あ)る。又(また)知(し)る。夫(つま)の
 汝(なんぢ)知(し)る。否(いな)。婦(ふ)人(にん)答(こた)へて。胡(こ)成(な)る。と云(い)ふ。公(こう)曰(い)ふ。や。胡(こ)成(な)る。非(ひ)ず。真(ま)

犯名故と王五と西人との其言未了らるる二人大に駭き面色赤の如く
 成す懐に振ひく猶も寛証ありと争て辨しけし六費公婦人に向て
 曰已か久し其情と察し知る然るも遅々として幾言せしむる
 若萬一の屈み成んると恐る故に尸未井より出さる何を確言と
 しく夫と云を指し云わ是夫の尸井の中は在るのを疾く知る故に
 且夫の衣敗とて知悉なり。數百兩の金何の處より持得來らんや又王
 五に向て曰頭の在る處汝能知事の孰ある如此急に其頭を持來る
 者も西人速に合んと欲するが故にと云王を西人一言も出するの能はず
 並に嚴く械しけし六果しく西人吐實をせしむる蓋王五久しく婦と
 私通しるが其夫をたを殺し居る所折しは胡成が戲での公事と

遂に幸よくくらくえ出るる。因り乃胡成が罪を釋し馮安が証告を
 得し重く咎らる。徒罪三年を前卷あり言つけらる事已に明白の結
 して証罪の罹る者人も無くると也。

大原獄

大原の民の姑婦共の寡の者有る。其姑中年の身のち悪くするを。
 是故に村の無頼子毎夜來り其家の宿する。婦をたたくるの如く
 けし六門戸を垣わす何となく用心をして居る。姑慚憎する事
 托し婦を逐かさんとす。姑益甚し反り婦を逐く官
 小鳴へる。縣令を乞ふと姑奸夫の姓名を問ふ。媼答て日夜來りて宵
 去する。其誰と云を知らず。婦を鞠し王自ら知る。因り婦を

喚出しく向婦果しく是を知りて其名を指して奸情を以て熅
 歸す。縣令其名を指しく喚出しくれば即無頼子至る。縣令是れ向ふ
 無頼子答く曰。兩人共れ私を所無し。彼姑婦常れ不和る故に
 言しく互に相抵毀之。縣令曰。左に非し。一村の内百餘の人何ぞ獨汝に
 証せんやとて重く咎らる。無頼子頭を叩く責を免さんるを乞
 て。わねと婦と通せると申る。乃婦を械しく鞠する。婦終に承
 せざる故。婦を逐せせり。婦怒り憲院に告ぐれども。憲院仍久く
 しく決まる。夏旋る。時に臨晋地名の令孫柳下と云人獄を折く才
 わりと世間りて推けし。憲院遂に此案を臨晋に下し。孫柳下は
 折せり。孫公一犯の人を盡く呼り到着し。略記る事一過しく。

皆先監み寄を託す。隸人の希とて磚石刀錐の類を集め。質明
 入用次第に早速せり。衆人其意を解さず。始命のす。小備を
 の。叔孫公明日早朝に堂に升り。諸具已に備はり。悉く堂上を
 置し。乃犯者共を喚く。又一々略訊し。乃姑と婦と亦向て曰。婦婦ハ
 未定し。あつといふ。奸夫を既に確し。汝が家を元來清門
 一時匪人の誘き致す。夏ある。罪を全く彼無頼子に在る。
 今刀石共の堂上にあつ。汝姑婦共れ自取て奸夫を撃殺せしといひ
 けし。姑婦共れ鮮近に抵償するんを恐る。暫く赅起す。孫
 公其意を察し。曰。汝等遠慮す。事勿し。我云はるる。いと宜し
 乃其の姑婦共れとて并起し。石を撥り。交り投る。婦を恨を衝む

夏巳なつし久ひさ一ひと切き之の刀やいばをを兩ふた手てゆく巨き石いしをを卷まく。立た所ところ小こ打うち殺ころす。後のち
 恨うらみむ。媪おやとと惟ただ小こ石いしをを以もつてて臂うで腿ひざをを痛いたみます。ゆく小こ輕かろくく擊うちつつ。孫まご
 公こう又また命いのちとと刀やいばをを以もつてて殺ころすを存ぞんんとと媪おやにに刀やいばをを與あたへる。久ひさ乃すなはちち遂ついに巡めぐりて果はつつす。
 孫まご公こう刀やいばをを奪うばひ返すに。日ひ溜ゆる婦め我われをを知しりて迎むかへる。媪おやとと執とつつへる。
 嚴げん格かく一ひと刀やいばをを遂ついに其その情なさけをを得え。此この案あは乃すなはちち結むすぶる。

通俗排悶録卷之七下畢

口四川宿新太和肉

重治とゆふ

いふあつとて人ほのこ小

いふあつとて人ほのこ小

